

「計画停電」の実施状況等について

平成23年3月25日
経済産業省

1. 経緯

(1) 3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、東京電力の電力供給能力は、約2,100万kW^(注1)が欠落（約5,200万kWから約3,100万kWへ約4割減）。この結果、東京電力管内のこの時期のピーク時の想定需要量約4,100万kWに対し、約1,000万kWの大幅な供給力不足が発生した。

(注1) これは、1960年頃の日本、現在のマレーシアの全電力供給能力に相当。

(2) こうした未曾有の供給力不足に対する方策として、以下の理由により、いわゆる「総量規制」（一定期間の電気の消費総量を制限するという方法）では、ピーク時の需要量が供給力を上回らないようにする手段たりえないと判断された。

①電気は、その性質上貯蔵できないため、瞬間瞬間の需要量に供給側が対応しなければならない。電力ネットワーク（系統）は、ピーク時の需要量に対応できる供給力を備えておく必要がある。

「総量規制」は、一定期間の電気の消費総量をコントロールするものであって、瞬間瞬間の需要の高さを確実にコントロールできない。このため、「総量規制」の方法では、ピーク時に需要量が供給力を上回り、電力ネットワーク（系統）全体が不安定となって広い範囲にわたり電力供給が止まる（大規模停電）事態を回避できない。

②また、今回の需給ギャップが大幅であるため、その解消には、産業界のみならず、業務部門や家庭部門の消費抑制が不可欠であるが、「総量規制」ではとりわけ一般家庭の消費を確実にコントロールすることができない。

(3) このため、ピーク時における電力の需給バランスを適切に保ち、予測不能な大規模停電を回避するため、系統の変電所に則した需要のかたまり毎に順次停電させる「計画停電」による対応が行われることとなった^(注2)。

(注2) 東京電力は、3月13日に「計画停電」の実施を決定、公表。東北電力も3月15日に「計画停電」の実施を決定、公表したが、未実施。

2. 「計画停電」の内容と実施状況

(1) 東京電力管内の「計画停電」は、管内需要家を5グループに分け、グループごとに、あらかじめ定められた時間割（6:20～22:00の間を5コマに分け、一回につき最大3時間）に従い、各グループに属する地域に対する電力供給を順次停止するものである。実施に当たっては、ライ

フライン等の国民生活に与える影響を可能な限り少なくするように対応している。

なお、首都機能を担う東京23区（一部例外あり）及び被災地である茨城県及び千葉県の一部は対象外となっている。

- (2) 「計画停電」は、3月14日から始まり、初日は、夕方のみ一部地域で実施された。その後、日ごとに電力需要が拡大するのにあわせ、停電実施地域も拡大した。
- (3) 17日には、気温の低下等から電力需要が朝から急拡大した結果、需給バランスがギリギリの状態になり、このままの状態が続けば夕方から夜にかけてのピーク時に需給バランスが崩れる恐れがあったため、午後に海江田経済産業大臣他から一層の節電を呼び掛けた。結果的に、国民や産業界の節電努力により電力需要は抑制され、大規模停電に至る事態は回避された。
- (4) なお、19日から21日は、休日のため電力需要が少なく、計画停電は行われていない。

3. 課題と対応状況

- (1) 「計画停電」の実施については、やむを得ないとする意見が多い一方、具体的な実施方法については、予見性の確保、需給の状況に関する一層の情報提供、国民生活や産業活動への影響をより少なくするような工夫等を求める声が挙がっている。
- (2) これらの要望に可能な限り対応し、例えば、以下の改善措置を講じたところである。
- ①翌日分のみの計画公表から1週間分の計画公表とする（15日～）。
 - ②午前分の実施の有無は前日夜に、午後分の実施の有無は当日2時間前に公表する（18日～）。
 - ③当日の供給力と1時間ごとの電力需要量をほぼリアルタイムで東京電力及び経済産業省のホームページで公表する（22日～）。【別添1】
 - ④現在5グループとなっている計画停電の対象地域を更に細分化し、どのサブグループから実際に停電が行われるか、順番がわかるようにして予見性の向上を図る（26日実施日途）。【別添2】
- (3) 今後とも、産業界や国民から寄せられる要望を踏まえつつ、必要な運用改善を図っていく。